

国民年金

保険料の免除制度

があります



経済的な理由や災害などにより保険料を納めることが困難な場合は、申請し承認されると保険料が免除されます。

届け出・申請にあたって

- ①届け出・申請先は、町民生活課保険年金担当です。
- ②免除の承認は、申請をした月の属する各年の7月までさかのぼります。
- ③法定免除以外は、毎年申請が必要です。ただし、金額免除と納付猶予に該当する場合は、希望により翌年手続きをしなくても継続申請できる制度があります。

免除が承認されると

免除や納付猶予が認められた期間は、年金を受ける資格期間に算入されます。ただし、将来受ける老齢年金の金額は少なくて計算されます。

なお、免除や納付猶予期間は10年以内に保険料を納める（追納する）と、通常納めた場合と同じように年金が計算されますので、より多くの年金を受けるために追納をおすすめします。

免除・納付猶予制度の種類

- 法定免除（左記条件に該当している期間）
 - 次のいずれかに該当するかたは、届け出によりその間の保険料は全額免除されます。
 - ①障害年金（1級または2級）を受けている
 - ②生活保護法による生活扶助を受けている

- 申請免除（7月から翌年6月までの期間）
 - 所得の減少や失業などで保険

料を納めるのが困難なときには、本人の申請によって保険料の納付が免除（全額・4分の3・半額・4分の1）されます。本人・配偶者・世帯主の前年所得による審査があります。

- 若年者納付猶予（7月から翌年6月までの期間）
 - 30歳未満のかた（学生を除く）で、本人および配偶者の所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が猶予されます。

問合せ

埼玉国民年金電話相談センター
 ☎27-6561
 町民生活課保険年金担当
 ☎62-1230
 内線103・104

【介護保険料段階一覧表】

段階	対象者	保険料（年額）	基準額に対する割合
第1段階	生活保護の受給者、老齢福祉年金受給者で世帯非課税のかた	23,400円	0.50
第2段階	世帯全員が住民税非課税で課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下のかた	23,400円	0.50
第3段階	世帯全員が住民税非課税で上記以外のかた	35,100円	0.75
特例第4段階	世帯課税で本人が住民税非課税で課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下のかた	42,000円	0.90
第4段階	世帯課税で本人が住民税非課税で上記以外のかた	46,800円	基準額
第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満のかた	58,500円	1.25
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上のかた	70,200円	1.50

問合せ 健康福祉課福祉介護担当 ☎62-1230 内線113・114